

(12) 弓道(遠的)競技

1. 期 日 平成21年9月6日(日) 午前9時 受付 9時30分 開会式・競技
2. 会 場 秋田県立武道館遠的弓道場
3. 参加資格 総則の9に示された参加資格とする。ただし、平成19年・20年全日本遠的選手権大会出場者・国民体育大会出場者のうち予選通過者以外の個人戦への出場は認める。
4. 競 技 (1) 種 目 遠的競技(射距離60m 100cm得点的)
(2) 種 別 男子の部・女子の部
(3) 種 類 団体競技・個人の部
5. 競 技 方 法 団体戦 男女各1チーム(同一市町村在住者)3名(チーム数に制限なし)
一人4射×2 団体計24射の得点順により順位を決定する。
個人戦 一人4射×2 合計8射の得点順に順位を決定する。団体戦出場者は個人戦を兼ねる。
競技運営、競技規定は、全日本弓道連盟「弓道競技規則」による。
6. 服 装 弓道衣・白足袋・袴
7. 表 彰 団体・個人とも 男子1～5位 女子1～3位
8. 参 加 料 一人 1,000円(500円は体協納入分)
9. 参加申込方法 所属市町村体協の認可を受け、所定の参加申込書(様式)により、8月16日(日)必着で参加料を添え下記担当事務局宛申し込むこと。
〒010-1424 秋田市御野場6-9-3
秋田県弓道連盟 県民スポーツ大会担当事務局
小松原 茂雄
TEL & FAX 018-889-6789
E-mail: onoba693@ybb.ne.jp
10. そ の 他 万一の事故に備え、スポーツ傷害保険などに加入すること。

(様式)

第39回県民スポーツ大会弓道競技参加申込書

市町村名

連絡責任者	住所	〒		
	氏名		電話	

種別	選手	氏名	年齢
男子の部	1		
	2		
	3		
女子の部	1		
	2		
	3		
個人の部			

秋田県弓道連盟会長 殿

上記のとおり参加申込みします。

平成21年 月 日

市町村体育協会長

印

申込責任者

印

平成21年度 第39回県民スポーツ大会 実施要項総則

1. 趣 旨

地域におけるスポーツ活動を促進し、広く県民にスポーツを普及するとともに生涯スポーツの振興を図り、健康で明るく豊かな県民生活に寄与する。

2. 主 催

(財)秋田県体育協会 秋田県教育委員会 開催地市町村教育委員会

3. 主 管

各実施競技団体 開催地市町村体育協会 開催地市町村競技団体

4. 後 援

秋田魁新報社 NHK秋田放送局 A B S秋田放送 A K T秋田テレビ
A A B秋田朝日放送

5. 期 日

平成21年7月12日（日）～9月27日（日）

6. 実施競技（18競技）

サッカー バレーボール バasketボール ソフトテニス 卓球 相撲 柔道
ソフトボール バドミントン 剣道 ボウリング 弓道 銃剣道 バウンドテニス
ターゲット・バードゴルフ 秋田県8人制バレーボール グラウンド・ゴルフ 綱引

7. 会 場

秋田市八橋球技場 ほか

8. 開・閉会式

各競技ごとに実施する。

9. 参加資格

- (1) 参加は申込み締め切りの前月末日まで居住している市町村からとする。
- (2) 原則として、大学生（含短大・高専）以上を対象とする。
- (3) 国体・全日本選手権大会に出場したことのある競技・種目には参加できない。ただし、各競技別要項に認められている場合はこの限りではない。
- (4) 地区予選会については、県体育協会事務局と担当競技団体が協議のうえ、その実施要項等を決定する。

10. 実施要項違反（参加資格・無断棄権等）に対する取り扱い

実施要項に定められた条件に違反した者（チーム）の処置については、各実施競技団体の定めるところによるものとする。

なお、上記の処置は各競技別要項に明記するものとする。

11. 表 彰

(1) 表彰内容は競技別要項による。

(2) 表彰式は各競技ごとに行うものとする。

12. 参 加 申 込

(1) 参加者及び参加チームは所属市町村体育協会の承認（会長印）を得て、各競技所定の様式により参加料を添えて期日までに当該競技団体に現金書留又は直接持参して申し込む。

(2) 各競技団体は申込締切後、速やかに参加者及び参加チームの申込を取りまとめ、財団法人秋田県体育協会会長宛に報告し、参加料を納入する。

(3) 予選のある競技の代表権を得たチームは(1)によって申し込む。

(4) 申込期限・場所については各競技別要項による。

13. 抽 選

各競技団体ごとに実施する。

14. 参 加 料

参加料は各競技団体が定め、競技別要項に明記された額とする。なお、500円（一人あたり）は各競技団体が取りまとめ、県体協に納入すること。

15. そ の 他

(1) 各競技の優勝旗・優勝杯は持ち回りとし、次年度開催までの間当該市町村において責任を持って保管すること。

(2) 雨天中止等による運営上の問題については、当該競技団体の理事長の責任において参加選手・チームと協議のうえ決定する。

(3) 参加選手はスポーツ安全保険等に加入すること。